

第37回下野市行政改革推進委員会 会議録

日 時 平成26年11月20日（木） 午後1時30分～3時10分
場 所 下野市役所国分寺庁舎 304会議室
出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、関口博之委員、飯野洋委員、水上美紀委員、
長光博委員、大木徳委員、園部小由利委員、中林佳子委員
欠席委員 長谷川増夫委員
庁 内 板橋副市長、落合総合政策部長、蓬田総務部長、菊地市民生活部長、小口
健康福祉部長、大橋建設水道部長、神戸会計管理者、大島農業委員会事務局
長、坪山スポーツ振興課長、五月女議事課長補佐
事務局 星野総合政策課長、小谷野課長補佐、坂巻副主幹
傍聴者 なし

○次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 会議録署名人の指名
 - (2) 第三次下野市行政改革大綱（案）について
 - (3) その他
- 4 閉 会

○開会

（総合政策課長）ただいまより第37回下野市行政改革推進委員会を開会いたします。

○あいさつ

（総合政策課長）始めに当委員会の杉原会長よりごあいさつ申し上げます。

（杉原会長） みなさんこんにちは。委員会も毎週続いていますので、改めての私からのあいさつは省略させていただきます。どうぞ本日も宜しく申し上げます。

（総合政策課長） 続きまして、行政改革推進本部副本部長の板橋副市長よりごあいさつ申し上げます。

（板橋副市長） 委員の皆様には本市の行政改革の取組に対して、様々な観点からご意見をいただいております。市民評価ヒアリングも終了したとのことで大変お疲れ様でした。本日は先にお示ししました策定方針に基づき作成しました大綱（案）に対し、ご意見・ご提言をいただきたくお集まりいただきました。本日お示しします大綱（案）は、現行の大綱を承継し、社会情勢の変化を踏まえ、本年度施行された自治基本条例に基づく協働のまちづくりを一層進めるという内容で作成しております。また今後作成します実施計画については、課題問題点を

しっかりと分析し、実行力の高い改革目標を設定し、それを着実に実行するという目標管理型の計画にしたいと考えています。

本市は県内トップクラスの財政健全性を維持しているところですが、合併算定替えによりまして、交付税は平成28年度から5年間で段階的に削減され、平成33年度には一本算定により、現在の3割から4割削減される状況です。このような中、行政改革に着実に取り組み、交付税一本算定にも耐えられるようソフトランディングさせることが本市の財政運営上最も大きな課題であります。このようなことを機会あるごとに職員に周知し、それにより意識改革を促し、納税者の視点で各事務事業を行うよう指示しているところです。

本日いただいた委員の皆様のご意見・ご提言は庁内本部会で検討し、12月下旬の委員会で再度報告いたしますので、委員の皆様には本市行政改革の推進のために活発なご意見をいただきたいと思っております。

○議事

(1) 会議録署名人の指名

(杉原会長) 会議録署名委員を指名します。名簿順で、飯野委員と水上委員にお願いします。

(2) 第三次下野市行政改革大綱(案)について

(杉原会長) それでは第三次下野市行政改革大綱案について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料1・2に基づき説明

- ・第三次行政改革大綱の構成や基本方針等については、7月25日の委員会で策定方針の説明を申し上げ概ねの了解をいただいております。
- ・庁内においては、策定方針に基づき幹事会において大綱(案)を協議・検討し、固まったものを幹事会の上部組織の本部会に提出し、さらに協議・検討を行っています。
- ・このような経緯を経て、本日お示しする大綱(案)となっておりますが、本日検討いただき、12月の委員会で修正したものを報告させていただく予定ですので宜しく願います。
- ・それでは、資料に基づき説明させていただきます。
- ・資料1につきましては、大綱(案)の構成及び章ごとの概要について簡潔にまとめさせていただいたものになります。本日は資料2の第三次下野市行政改革大綱(案)に基づき説明させていただきます。
- ・資料2をご覧ください。
- ・第三次行政改革大綱につきましては、策定方針に基づき6章構成としています。
- ・1ページをご覧ください。第1章では行政改革大綱策定の趣旨としまして、本市を取り巻く現状と課題、これまでの取組、新たな行政改革大綱の必要性を説明しています。本市を取り巻く現状と課題については、地方分権改革の推進、健全財政の堅持、本市

独自の課題である新庁舎による行政サービスの質的向上、公共施設の再配置、職員体制の確立と、どの地方公共団体も直面している問題であり、本市においても課題となっている項目を挙げています。

- ・ 3ページをご覧ください。これまでの取組としまして、まず現在までの行政改革の取組について説明しています。その中で、行政改革は、本市の最上位計画である「総合計画」を推進していくための取組であることを説明しています。また、第二次行政改革大綱策定以後の本市における大きな取組として、新市建設計画の変更、及び自治基本条例の制定を記載しています。新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、財政計画等を中心に構成された計画で、総合計画は新市建設計画を尊重し、整合性を図り策定されています。計画期間は当初平成27年度まででしたが、合併特例債の発行期限が5年間延長されたことに伴い、新市建設計画も計画期間を平成32年度までとする変更を行いました。また、本市においては、平成24年度から「自治基本条例」の制定に取り組み、平成26年4月1日に「下野市自治基本条例」が施行されました。自治基本条例は、市の最高規範であり、市の各種条例や計画等は、自治基本条例の趣旨に添って制定、策定、運用される必要があります。これまでの取組全体を通して、第三次行政改革大綱においては、自治基本条例、新市建設計画、総合計画との整合性を図る必要があることを説明しています。
- ・ 5ページをご覧ください。本市を取り巻く現状と課題、及びこれまでの取組で説明してきました項目の総括として、現大綱の計画期間が平成26年度で終了しますが、本市が抱えている課題を解決し、持続可能な行政運営を確立するため、第二次行政改革大綱の基本方針を継続・強化し、新たな視点を追加し、柔軟で効率的な行政システムの確立を目指し、第三次行政改革大綱を策定することとしています。
- ・ 6ページをご覧ください。第三次行政改革大綱は、自治基本条例が制定されて初めて策定する行政改革大綱となります。第2章で市民との協働の推進として、行政改革の目的は、「市民主体のまちづくり」のためであることを説明し、「市民が主役のまちづくり」のためには、市民自らが主体的にまちづくりを推進するための制度の充実強化を図ることとしています。
- ・ 7ページをご覧ください。第三次行政改革の基本方針については、策定方針の中で決定しております。第三次行政改革大綱では、自治基本条例施行後初めて策定する大綱であるので、市民との協働をより一層推進するとともに、第二次行政改革大綱で掲げた基本方針を継続・強化したものと策定します。それらを踏まえて、基本目標として、「市民との協働による持続的に発展するまちづくり」を掲げ、目標を実現させるための基本方針として、第二次行政改革大綱の基本方針「さらなる協働の推進、質的側面の向上、量的側面の改善」を引き続き掲げています。
- ・ 9ページをご覧ください。実施期間と推進方針を記載しています。実施期間は平成27年度から平成31年度までの5年間、推進方針については、大綱を踏まえて、改革の実効性を担保するためのアクションプランである実施計画の策定を規定し、推進体制として、庁内本部会を中心とする推進体制、また外部委員会である行政改革推進委員会を記載しています。また、公表においては、大綱等は広く周知することとしています。

- ・ 10 ページをご覧ください。10 ページからは重点項目の説明になります。基本方針に基づく実際の取組内容をまとめる重点項目として、「市民との協働によるまちづくりの推進、効率的・効果的な行政経営の推進、将来にわたり持続可能な財政運営の推進」の3項目としました。重点項目に付随する取組内容としては、市民との協働によるまちづくりの推進が6項目、効率的・効果的な行政経営の推進が13項目、将来にわたり持続可能な財政運営の推進が8項目としています。
- ・ まず、「市民との協働によるまちづくりの推進」では、
 - ・ (1) 下野市自治基本条例の推進として、自治基本条例を絵に描いた餅に終わらせないための取組を推進することとしています。
 - ・ (2) コミュニティ組織等との連携として、地域におけるまちづくりの担い手であるコミュニティ組織等の活性化を図ることとしています。
 - ・ (3) 協働型社会の構築として、第二次大綱同様、市民との協働の取組を推進することとしています。
 - ・ (4) 市民と行政の対話の推進として、市民参画を推進する前提としての情報提供の充実を図ることとし、(5) 市民参画の推進として、市民参画を推進するための取組を図ることとしています。
 - ・ (6) 市民の一体感の醸成として、新庁舎を核とした一体感の醸成、及び既存イベントのリニューアル等によるさらなる一体感の醸成を図ることとしています。
- ・ 次に、「効率的・効果的な行政経営の推進」では、
 - ・ (1) 組織マネジメント機能の強化として、新庁舎開庁を踏まえて、さらなる強化を図ることとしています。
 - ・ (2) 庁内組織の継続的な見直しとして、時代に合った組織機構とするため継続的に見直すこととしています。
 - ・ (3) 審議会・委員会等の見直しについても、継続的な見直しや、委員会の運営状況の効果的な情報提供を図ることとしています。
 - ・ (4) ICT技術の有効活用として、市民サービスの観点から、及び内部管理の効率化の観点からICT技術の有効活用を図ることとしています。
 - ・ (5) 民間活力活用の推進として、指定管理者制度導入の推進や民間委託の推進を図ることとしています。
 - ・ (6) 行政評価システムの着実な運用として、平成26年度・27年度で策定予定の第二次総合計画において行政評価システムの見直しを行うこととしています。
 - ・ (7) 行政サービスの向上として、市民サービス向上のための取組、及び市民サービス向上のための内部の取組を推進することとしています。
 - ・ (8) 給与等の適正化と職員資質の向上、(9) 職員数・臨時職員数の適正管理、(10) 人材育成の推進、(11) 職員の意識改革の推進は、総務事務に係る行政改革における重要項目であり、計画や方針等に基づき引き続き取組を推進することとしています。
 - ・ (12) 公共工事の適正な執行管理として、入札制度や運営方法の継続的な見直しを図ることとしています。
 - ・ (13) 広域的な行政の推進として、既存の一部事務組合も含めた、周辺自治体との連携の強化、及び人事交流の継続を図ることとしています。

- ・最後に、将来にわたり持続可能な財政運営の推進になります。
- ・（１）事務事業の継続的な見直しとして、第二次大綱に引き続き、市単独財源による給付事業の見直し、ガイドラインに基づく補助金の見直しを図ることとしています。
- ・（２）公共施設の適正管理と効率的な運営として、現状と課題の部分でも触れていますが、公共施設の適正配置と効率的な管理運営のための基本方針を策定することとしています。
- ・（３）地方公営企業・第３セクター等の経営健全化の推進として、健全かつ持続的な事業経営を推進するとともに、第３セクター等の事業活性化を図ることとしています。
- ・（４）課税・受益者負担の適正化として、市税収納率の向上のための取組を推進し、また各種利用料等の継続的な見直しを図ることとしています。
- ・（５）財政指標の設定と財政情報の適切公開として、財政情報の市民との共有を図ることとしています。
- ・（６）予算査定の改革として、引き続き、政策的な観点による予算措置の重点化と財政の健全性維持の両立を目指すこととしています。
- ・（７）歳入確保と公共工事コスト縮減として、自主財源の確保に取り組むとともに、公共工事におけるコスト縮減を図ることとしています。
- ・（８）新たな財源確保の取組として、今年度策定予定の産業振興計画に基づく取組、また定住促進に向けた新たな取組を推進することとしています。
- ・以上で大綱（案）の説明とさせていただきます。

（杉原会長）　すでに皆様には事前に資料をご覧いただいていたかと思いますが、今の説明でなお一層の理解が進んだかと思います。大綱は先程の説明に合ったとおり１７ページにわたる分厚いものですが、項目ごとではなくて結構で、お気づきになった点があればご意見等いただいて、意見交換をしていきたいと思えます。挙手にてご意見をお願いいたします。

（水上委員）　まず１５ページのＰＦＩとはなにか教えてください。また、事前に目を通してきましてが、大変長い文章で抽象的な表現が多く、なかなか要領を得ないというのが正直なところですが、ぱっと一目見て各６章がどのように位置づけされているか分かるような補助資料があればいいなと思いました。

（関口委員）　ＩＣＴと団体自治、住民自治の意味も教えてください。

（杉原会長）　用語の説明を聞きたいと意見が出ています。関連することでありませうか。

（飯島委員）　個人番号カードはどういうものなのかも教えてください。

（杉原会長）　では一度まとめて回答をお願いします。

（総合政策課長）　ＰＦＩについては、民間活力の一種で、プライベートファイナンスイニシアティブの略語になります。公共施設の建設や維持管理、あるいは運営まで民間の資金力、技術力を活用して、公共施設等の社会資本整備を進めようという手法のことを言います。

（事務局）　補助するような資料ですが、資料１で各章ごとの概要を記載しており

ますので、そちらをご覧いただければと思いますが、今後委員のおっしゃられたような資料の作成を検討したいと思います。

(総合政策部長) ICTは情報通信技術のことを言います。民間の情報通信技術やシステムについては超高度化されており、そのような高度化された技術を用いて市民サービスの向上や事務事業の効率化を目指すものです。個人番号カードについては、社会保障・税番号システムで国の方針に基づいて各自治体が進めているものであり、国や県に証明書を持って手続きする際に、わざわざ証明書を取らずに、公共団体で情報を入手できるということで始まった制度です。個人個人に平成27年10月以降10ケタの個人番号が指定される予定です。国民年金の手続きや健康保険・介護保険に関する手続き、国の制度に関する手続きが簡略化されていくこととなります。現在総合政策課において情報のやり取り等進めながら取り組んでいる事業でして、平成28年1月以降、個人番号カードが申請をすれば交付されることとなります。通常ですと個人番号の通知がされるだけですが、申請をすれば交付されるカードです。

(事務局) 団体自治については、地方自治体が国や県と対等な立場で、その団体の権限と責任において市政運営を行うということになっております。用語が分かりづらい部分があったと思うので、解説を入れていきたいと思えます。

(杉原会長) 一般市民の方も見ることになり、また解釈がいろいろ別れるものもありますので、巻末や別途にて用語解説を入れていただくとよろしいかと思えます。横文字のICTやPFIも一般の方は括弧書きで読み方を書くだけでは意味が分かりづらいですから、解説をお願いします。

(関口委員) 住民自治とはどのような意味ですか。

(事務局) 住民自治とは、1ページ目にもある程度記載しておりますが、地域の事は市民自らの意思と責任で決定するということとしています。

(総合政策課長) 自治といいますと団体自治と住民自治の二つがあり、両方がなくてはならない、両方があって自治が成り立つと解釈されています。

(関口委員) 分かりました。

(杉原会長) 団体自治、住民自治についての先程の説明は、総務省か何かのハンドブックで示されている定義で、学者によっては様々な定義をする方がいますので、用語の解説がどこからきているのかも含めて用語集等作っていただければ、読む人は良く分かると思えます。

(大木委員) すべて文章になっていますので、数値的なものが少し入っていると一般の方も読んで分かりやすいかなということが全体的な感想です。内容で分かりづらいところとして、1ページ健全財政の堅持の箇所では交付税の一本算定によりと書かれていますが、一般市民の方は意味が分かるのかなと疑問に思えます。8ページに合併特例期限終了後の交付税の一本算定と記載がありますので、始めにそのような記載のほうが

いいのではないかと思います。また、表現的な問題ですが、12ページにICT技術と記載されていますが、ICTは情報通信技術のことですから技術はらないと思います。他にも読んでいて、表現的にどうかなという箇所がいくつかあります。それは後ほど事務局にお伝えしたいと思います。

下野市自治基本条例の推進とありますが、自治基本条例は市においては憲法のようなものです。これを推進するという表現がはたしていいのか気になりました。また、財政指標の設定とありますが、このような部分については、例えば公債費率等下がってくるという数値などを示していただくと、より一層理解できるという感じがしました。感じたことの説明ですので、事務局からの回答はいいりません。

(総合政策課長) 大木委員のご意見については充分検討させていただき、修正するところは修正していきます。

(杉原会長) 言葉の問題、用語の問題いろいろご指摘でした。私も、ご指摘のあった条例の推進というのはおかしいと思いました。確かに憲法の推進という使い方はしません。中身の目的を推進するということになるかと思しますので、充分にご検討をお願いします。

(関口委員) 13ページに職員の気づきと書かれています。意味は分かりますが、大綱で使う表現としてはどうかなと思いました。

(杉原会長) これはなにか思い入れがあるような気がします。いかがでしょうか。

(板橋副市長) おっしゃる通り思い入れがありまして、やはり気づきということが、この仕事はこれでいいのかという日常的な気づきがこれから大切になってくると思っています。他に適切な言葉があるかも知れませんが、より分かりやすい言葉として気づきを使っています。

(関口委員) 民間企業等では、職員の改善制度などの言葉を使っていると思いましたのでお聞きしたまでですので、変える必要があるとかではありません。

(杉原会長) 私も思い入れを大切にしておいて使っていると感じました。

(水上委員) 公営企業や第3セクター等について何ヶ所か列挙していただければ分かりやすいのかなと思いますので検討してください。

(杉原会長) 公営企業の数、第3セクター等については大体分かると思いますが、初めて聞いたという人もいるかもしれませんので検討してください。

(総合政策課長) 大綱の中には公営企業の水道事業であるとか、第3セクターの道の駅であるとかの記載はありませんが、今後実施計画の中で記載していく予定です。大綱と実施計画を合わせて見れば分かりやすいと思いますが、説明として記載することとします。

(板橋副市長) 先程数値的なものが必要ではないかというご意見がありましたが、大綱は理念などを文字で表現しているものが多くなっています。行政改革に取り組むことによる具体的な数値、目標の数値等は実施計画の中でお示ししたいと考えています。

- (飯島委員) 9ページに広く市民に公表すると書かれていますが、ホームページと特定していることが気になりました。ホームページを見る人が市民の中ではまだ少ないと思います。また、3ページに合併特例債を最大限活用すると書かれていますが、合併特例債にもメリット、デメリットがありますので、合併特例債とはどういうものかの説明も必要かと思います。市は最大限活用したいことは分かりますが、納得しない市民の方もいらっしゃると思います。市によっては合併特例債をなるべく使わないようにと考えている所もあると思いますので、頭の片隅にでも入れておいてもらえればと思います。
- (板橋副市長) 合併特例債は、財政支援措置としてはこれ以上考えられないほど優位なもので、返済額の70%が地方交付税の基準財政需要額に参入されます。他の交付税は国の算定に基づき変更される場合があります調整されていますが、合併特例債の元利償還は確実に交付税措置がされることとなっています。本市にとっては大変有利な財政措置で最大限活用し、一般財源の節減を図っています。合併特例債については、当初新市建設計画では半分しか活用しないとしていましたが、有利な財政措置をわざわざ活用しないということは、逆に市民に対して説明責任を果たせないということで、最大限活用するための新市建設計画、長期財政健全化計画の見直しを行いました。何度もシミュレーションをして、合併特例債を最大限活用しても財政的には健全性が維持されると分かりましたので変更しました。今はおそらくこれ以上の財政措置はないというものですので、合併した市町村はどこも最大限の活用をしているのではないかと考えます。
- (飯島委員) 詳しく説明を聞く機会がないため心配になりますし、やはり借金の一つだと思います。住宅ローンで家を建てようという人もいれば、借金は嫌いだという人もいますので、どちらも納得するような説明があればと思います。
- (板橋副市長) 地方公共団体が行う事業は何世代も先まで続くもので、もちろん現役世代だけでできればいいですが、次世代まで受益が続くような事業は建設地方債を活用し平準化を図るという方針で事業に取り組んでいます。借金のなかでもなるべく合併特例債を活用することで市の財政負担の軽減に取り組んでいるということをご理解ください。
- (杉原会長) 借金を次世代に残さないようにという趣旨ですが、その意味では16ページに歳入確保とコスト縮減の項目があります。新庁舎等を活用した有料広告事業とありますが、その前の文章では既存の広告事業とだけ書かれています。既存の広告事業は有料ではないのでしょうか。有料だと思いますので、既存の有料広告事業にプラスして新庁舎での有料広告事業と書かれたほうが分かりやすいと思います。
- (総合政策部長) 既存の有料広告事業の事ですので、有料と分かるように表現します。既存の事業は広報やホームページ等を使って民間企業の広告を掲載し

ています。新庁舎を活用したものとしては、県庁などではすでに行われていますが、エレベータやトイレ等に民間企業の広告を掲示していきたいと考えているところです。

(杉原会長) 市の資産の利活用とはどういったものでしょうか。

(総合政策部長) 市の封筒については、直接的な収入ではなく、その費用を封筒として作成していただき納入していただいています。広告掲載企業が印刷物を作成し寄付していただくという、そういったことも利活用になります。

(杉原会長) 実施計画で具体的に示されるとと思いますが、市の資産の利活用についても分かりやすく記載していただければと思います。

(長委員) 大綱(案)を見てみますと、行政サービス、市民サービス、市民の協働、参画という言葉が多くなっています。私的にはもう少し市民の義務というか、市民もこんな風に義務を遂行してくださいという言葉があってもいいのかなと感じました。

(事務局) そういった意味も含めて、4ページの自治基本条例の制定の部分で、市民協働のまちづくりを推進するに当たり、市民がまちづくりに参画する権利を規定するとともに、市民自らがまちづくりの主体であることを自覚し実践することが責務として規定され、市民と市それぞれが公共的な課題解決を図るため、役割と責任を果たし、効果的にまちづくりを進めることとなりますと記載させていただいたと考えています。

(長委員) 16ページに課税・受益者負担の適正化という項目がありますが、このあたりの項目の中で、市民の責務ということをもう少しお願いしていた方がいいのかなと思ひ発言しました。

(杉原会長) 長委員がおっしゃることは、市民の義務をもっと明確に打ち出してもいいのではないかということだと思いますのでご検討ください。他に大綱(案)に関してご意見ありますか。

(関口委員) 大綱というところなもんかなという感じがします。問題は今後作成される実施計画だと思います。実施項目を一つひとつ作成するとなると、どうも部分的になってしまい全体的に整合性が図られない気がしてしまいます。関係課でどういった協議がされたかが重要だと思います。市民評価で4公民館の管理運営事業や、(仮称)薬師寺地域交流センター建設事業のヒアリングを行いました。公民館管理運営事業では、公民館とコミュニティセンターの活動が同様であれば一緒でもいいのではないか、また公民館に指定管理者制度を導入してもいいのではないかといった意見がでました。コミュニティセンターの建設においても、建設だけではなく、コミュニティ推進協議会のあり方、自治会のあり方についての意見が多く出ました。こういったものを実施計画で謳っていただけると進むべき方向が見えてくるのではないかと思います。実施計画を一つひとつ作成するのではなく、市としての方向性に基づいて、いろいろな部署でそれに向かった実施計画を作成することが必

要ではないかと思えます。

(板橋副市長) 実施計画が非常に重要になってきますので、委員の皆様から意見をもらいたい部分でもあります。現在各部署で実施計画の作成を進めていますが、委員会で1回は議論できるような形でスケジュール調整を検討したいと思えます。

(杉原会長) 副市長が発言されましたが、事務局としては大変かなと思えます。

(事務局) 現在各課の推進委員と課長等により実施項目の事業計画や内容のまとめを行っているところです。その後事務局でまとめ、幹事会で実施計画の確認を行い、その上で本部会にかけるというスケジュールになっていますが、委員会のスケジュールは今後検討させてください。

(飯野委員) 私は、市民の代表として、市が策定した大綱や実施計画が着実に進んでいるかチェックするという立場で、委員会の所掌事務はそういったことだという説明を受けて参加しています。今回の大綱（案）を読むに当たっても、私も一事業者ですので時間を作り、長い時間をかけて読ませていただいています。委員会として事業仕分けをするような感覚で臨むということであれば、当然私もそれなりの肝を据えてきますが、実施計画等は市の責任においてきちんと作成していただくことが大前提で、その上で内容についての意見を言うべきであって、策定段階から私たちが入っていくというのはおかしいと感じます。それであれば私は委員は受けられないとなります。委員会としてやるべきことの整理が必要です。

(杉原会長) 実施計画に直接かかわるということではなく、審議する時間が無いのはおかしいということだと思いますので、飯野委員がおっしゃっていることはもっともなことで、でてきたものに意見をすることいいかと思えます。

(飯野委員) 関口委員の話からすると、策定の段階で入っていくという感覚で聞いていました。

(関口委員) 実施計画を作成する際には整合性を図って欲しいという意味で発言しました。

(板橋副市長) 実施計画を一つひとつ委員の皆様にご審議いただくということではなく、大綱との整合性とか全体の書きぶりで、これでいいのかというご審議をしていただきたいと思いますので、作成は行政に任せいただければと思えます。

(杉原会長) 委員会は毎年報告書を提出しています。その報告書を実施計画の中でできるだけ反映されたものにして欲しいと、全然反映されていないという実施計画では困ると、そういう意味であると思えますので、私も同じ思いです。時間をかけて委員会で協議していますので、様々な意見が実施計画にどう反映されたのか、反映されないまでも検討されたのか、そういった点が見えてくるような実施計画を作成していただければと思えます。

第二次の行政改革と違う点として、非常にいいと思うところは、自治基本条例が制定されて、条例の精神が大綱の中に随所に表れているところだと思います。条例の制定は悲願でもあったでしょうし、市民の協働の目線で活用していくということが明確になっていて、第三次行政改革の基本路線を決める非常に大切なものかと思います。6ページに短い文章で書かれていますが非常に素晴らしい文章で、特に3段目わずか4行半ですが感極まる部分です。当然自治基本条例の精神を体现したものだと思います。ここが第二次行政改革とは違う側面だと思います。大いに強調されて、実施計画を造る際にもこれが目玉になっているという部分があれば良い実施計画になると思います。

他に皆さん質問・意見等ありますか。

(大木委員) 15ページで将来にわたり持続可能な財政運営の推進という言葉がありますが難しい表現かと思います。分かりやすい説明はありますか。

(板橋副市長) 将来にわたりという言葉は不慣れかもしれませんが、市としては、交付税が減額された場合でも慌てず市民の安全安心を守っていくと、国が厳しい状況にあっても、地方公共団体はしっかりやっていかなければならないという意味も含んだものでありまして、単純に持続可能な財政運営とせず、将来にわたりという文言を追加して、市としての思いを強調しています。

(中林委員) 文中には何回も参画という言葉が出てきますが、参加ではなく参画ということは主体的に関わるということですので、実施計画を作るときにはいろいろな形で市民が参画できる内容なども盛り込んでいただくと良いかなと思います。

(園部委員) 11ページの愛ロードしもつけ、愛パークしもつけについては、私自身よく知らず、この文章を読んだ方も良く分からないと思いますので、注釈をつけていただけたらと思います。

(杉原会長) ほかに委員の皆様から何かありますか。無いようですので終了とします。熱心な討議をいただきありがとうございました。

(板橋副市長) 先程スケジュールで実施計画の審議のためのスケジュール調整が必要との発言を行いました。委員のご意見等拝聴し、スケジュールの変更はせず委員の皆様からいただいた意見も反映した形で実施計画の最終案をお示ししたいと思います。いかがでしょうか。

(杉原会長) 2月19日開催予定の委員会で実施計画にかかる意見・提言の時間がありますので、それでよろしいかと思います。その時の委員会では、実施計画に係る協議の時間を多く配分したいと思います。副市長さんのご提案でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(水上委員) 市民評価になりますが、可能であれば個別意見ではなく委員会としての評価意見として欲しいとの発言については今後検討していただければと思いますので、スケジュールに沿って委員会を進めていただければ

ばと思います。

(杉原会長) 次回の市民評価の取りまとめで取り上げますので宜しくお願いします。副市長がいらっしゃいますので大綱(案)とは別に何かご意見あればお願いします。

(飯島委員) 市民の協働という部分で、企業ではお客様相談室みたいなお客様の苦情を一手に引き受けるよう場・部門があると思いますが、市ではありますか。

(板橋副市長) 市民からの苦情やご意見等は、広聴としていろいろな媒体で受け付けています。

(飯島委員) 受付窓口は総合政策課になるのでしょうか。

(板橋副市長) 受付は総合政策課でも行っていますが、案件に応じて担当課で回答することになっています。

(飯島委員) 制度的に何か名称がついているのですか。

(総合政策部長) 市政への提案書という制度で、文書、ホームページ、メールでの意見提出があります。市政への提案書は、総合政策課で一度受け付けて、担当課で回答を行うという流れになっています。

(板橋副市長) 市政への提案書は必ず市長が目を通しますので、活用していただければよりよい市政への取組が出来ると考えています。市民の間でこうした方がいいのではないかという意見を、あらゆる方法で提案できる制度にはなっています。ぜひ活用していただければと思います。

(杉原会長) 苦情というものはすごく難しいと思います。市役所はいろいろな課があり、苦情をどこに言えばいいのか分からなかったり、窓口で言えない苦情というものもあります。また、福祉関係の苦情は完全に秘密で行わなければなりません。ワンストップで苦情を受けるとするのは非常に難しいが、やっていかななくてはならないことだと思います。下野市ではありませんが、苦情を言ったのにたらいまわしにされた、県や専門機関に行ってくださいと言われたということを知ります。こういったことは返って苦情処理の難しさを示していると思います。新庁舎開庁の際には、苦情処理に対しての専門的な機関、職員の必要性も検討してもらえればと思います。

話が違う方向となってしまいましたがこれで終了とします。ありがとうございました。

(3) その他

(杉原会長) その他について、事務局からお願いします。

(事務局) 次回委員会は11月13日(木)午後1時30分からの開催です。先週まで行っていました市民評価のまとめになります。また、報告書作成の際、委員の皆様から来年度以降の運営改善に向けた個別意見をいただくことになっています。短い時間で申し訳ありませんが、こちらについては前日の26日までに提出していただきたく、本日通知を同

封させていただきますのでご確認ください。また、会長に事前に相談させていただきましたが、日程は変わらないのですが、内容の変更をお願いしたいと思います。当初は、11月27日に市民評価の報告書をまとめ、12月25日に前半で報告書の修正を行い、後半で市長への提出と意見交換を予定しておりました。しかし、12月25日に市長がどうしても外せない会議が入ってしまったため、報告書の提出及び意見交換を2月19日の委員会で行うこととさせていただきますのでよろしくお願いします。

(杉原会長) 委員の皆様お疲れ様でした。他に意見等無いようですので、本日の議事はこれで終了いたします。

○閉会

(総合政策課長) 以上をもちまして、第37回下野市行政改革推進委員会を閉会いたします。

以上